

相続遺産手続き業務

遺産手続き業務はこんな方にお勧めです！

- ✓ 相続手続きをすべて専門家に任せたい
- ✓ 仕事をしていて平日に役所や法務局へ行けない
- ✓ 遺産の分割方法についてアドバイスが欲しい
- ✓ 不動産や預貯金など、相続財産が多岐にわたる
- ✓ 相続人が多くて遺産分割や書類のやり取りが大変
- ✓ 面識のない相続人がいる
- ✓ 相続人同士が遠方に住んでいる
- ✓ 相続財産や相続人が特定できない

遺産手続き業務の流れと当法人のサービス内容

1 相続人の調査・確定 (戸籍収集・相続関係説明図の作成)

法律上、誰が相続人になるのか調査・確定します。相続人を確定するために、当法人にて被相続人（故人）の出生から死亡までの連続した戸籍を取得し、相続関係説明図（家系図）を作成いたします。

2 相続財産の調査 財産目録の作成

相続財産として何がどれだけあるのか、ヒアリングをもとに確認します。現金や預貯金、不動産、有価証券など、相続財産の具体的な金額を調べます。

3 遺産分割協議 遺産分割協議書の作成

必要に応じて司法書士が公平な第三者の立場で遺産分割のアドバイスを行います。話し合いがまとまれば、当法人にて遺産分割協議書の作成を行います。

4 預貯金の名義変更・払い戻し

面倒な金融機関での預貯金の手続きも当法人にて代行いたします。

5 不動産の名義変更

不動産の名義を、被相続人の名義から相続人の名義に変更（相続登記）します。

6 証券・その他の資産の 名義変更

株式や社債などの証券、その他資産の名義を被相続人の名義から相続人の名義に変更します。

※対象財産：株式・投資信託・国際・社債・保険・加入権・相続財産管理口座開設・ゴルフ会員権（未上場株は除きます）

7 相続財産の活用 (不動産の売却・運用等) についてのサポート

相続した不動産を売却・処分される場合は、信頼できる不動産会社をご紹介します。また、不動産会社を紹介するだけでなく、その契約内容についても法律の専門家としてアドバイスいたします。

8 相続税の申告 (税理士のご紹介)

税理士はそれぞれに得意分野があるため、相続税の申告が必要な場合は当法人にて相続に強い税理士をご紹介します。また、税理士を紹介するだけでなく、紹介後も引き続きサポートいたします。